

申立手数料	
<input type="checkbox"/> 1	強制競売 債務名義1個ごとに金4,000円分の収入印紙
<input type="checkbox"/> 2	担保権実行競売 担保権1個ごとに金4,000円分の収入印紙
添付書類	
<input type="checkbox"/> 1	(強制競売の場合) 執行力ある債務名義の正本及びその送達証明書 (公正証書については正本) <input type="checkbox"/> (更正決定がされている場合) 更正決定正本とその送達証明書
<input type="checkbox"/> 2	(法人当事者について) 代表者事項証明書
<input type="checkbox"/> 3	(自然人の債務者・所有者について) 住民票 <input type="checkbox"/> 3の写し それぞれ1部
<input type="checkbox"/> 4	申立てする不動産の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (建物のみの申立ての場合) 建物が建つ土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (土地のみの申立ての場合) 土地上に建物があれば、その建物の全部事項証明書
<input type="checkbox"/> 5	不動産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面
<input type="checkbox"/> 6	不動産登記法14条の地図 及び 建物所在図
<input type="checkbox"/> 7	申立てする建物の建物図面
<input type="checkbox"/> 8	申立てする不動産の固定資産税公課金証明書
<input type="checkbox"/> 9	上記4乃至8の各写し それぞれ2部
<input type="checkbox"/> 10	請求債権目録 (担保権・被担保債権・請求債権目録) 1部
<input type="checkbox"/> 11	(特別売却実施に同意する場合) 特別売却の同意書 (競売申立書にその旨記載することでもよい)
<input type="checkbox"/> 12	(先行滞納処分差押がある場合) 競売続行決定申立書 <input type="checkbox"/> (加えて続行決定前に評価命令を発令希望する場合) 続行決定前の評価命令発令同意書
<input type="checkbox"/> 13	(弁護士以外の者を代理人とする場合) 代理人許可申請書 (金500円分の収入印紙貼付)
差押登記登録免許税	
請求債権額 (1,000円未満切り捨て) に1000分の4を乗じた額 (100円未満切り捨て) に相当する収入印紙又は登録免許税領収証書	
民事執行予納金 (原則として下記のとおり、申立後に金額をお知らせします。)	
<input type="checkbox"/> (申立不動産1筆の場合)	金41万円、
<input type="checkbox"/> (申立不動産2筆の場合)	金46万円
<input type="checkbox"/> (2筆を超える場合)	1筆増えるごとに金46万円に金3万円ずつ加算する。
<input type="checkbox"/> (マンションの場合)	1占有区分ごとに2筆 (敷地と建物) として扱う。
<input type="checkbox"/> (特別代理人選任の申立てをする場合)	上記に金5万円を加算する。
予納郵便切手	
<input type="checkbox"/>	84円分
注 代位登記を要する場合は、返送料等の切手が別途必要になります。	
〒030-8522 青森市長島一丁目3番26号 青森地方裁判所第2民事部不動産競売係 電話017-722-5624 (係直通) FAX017-734-4740	

※当事者が多数になる場合、予納金の額については増額されることがあります。

※予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。